

## Wi-FILS 推進協議会会則

### 第 1 条 (名称)

本会は、正式名称を「Wi-FILS 推進協議会」、英語名称を「Wi-FILS Consortium」とする。

### 第 2 条 (目的)

本会は、無線 LAN の通信開始時における端末認証手続の飛躍的な高速化を実現するための高速認証技術の標準化を推進することを目的とし、IEEE802.11 や Wi-Fi Alliance に参加する機器ベンダー、通信事業者、サービス提供者、関連デバイスベンダー等の連携体制を構築して、グローバルな市場拡大に繋がる提案活動や実装に関する情報共有等を行うことにより、標準化活動をリードするとともに、迅速な事業展開を可能とする環境構築に寄与する。

### 第 3 条 (会員)

本会の会員は、第 2 条の目的に賛同し、所定の入会申込書を提出した団体及び有識者とする。

### 第 4 条 (会長・副会長)

- (1) 本会は、総会において承認された会長を 1 名置く。必要に応じ副会長を置くことができ、選出は会長選出と同様とする。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

### 第 5 条 (総会)

- (1) 総会は、会員をもって構成され、各一議決権を有する。
- (2) 総会の議長は、会長がこれを務める。
- (3) 総会は、会長が必要と認めた場合、開催することができる。
- (4) 総会は、会員総数の過半数の出席（委任状による出席を含む）をもって成立する。
- (5) 総会の議事は、出席した会員の過半数の賛成をもって決議するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (6) 前項の規定にかかわらず、会の解散、会則の改定、会員の除名等重要決議事項については少なくとも会員の 3 分の 2 以上の賛成を要するものとする。
- (7) 会長が必要と認めたときは、総会への会員以外の参加を認めることができる。

### 第 6 条 (書面投票)

- (1) 本会の運営に係る決議事項は、電子メールによる書面投票をもって決議することができる。
- (2) 書面投票は、会長が必要と認めた場合、電子メールで、決議事項、投票期間を会員に到達することにより開始する。
- (3) 書面投票の議決権は、第 5 条による。
- (4) 書面投票は、会員の過半数の投票をもって成立する。
- (5) 書面投票は、賛成・反対の投票総数のうち、過半数の賛成をもって決議される。ただし、可否同数のときには、会長の決するところによる。

### 第 7 条 (部会等)

本会の運営上、必要に応じて総会の下に部会等を設置することができる。

### 第 8 条 (事務局)

本会の円滑な運営を図るため事務局を置く。事務局業務は、株式会社三菱総合研究所が行う。

#### 第9条（入退会）

- (1) 本会へ入会しようとする者は、所定の入会申込書をもって事務局に申し込み、受理されなければならない。
- (2) 本会を退会しようとする者は、書面をもってその旨を事務局に届け出なければならない。

#### 第10条（入会金、会費、運営費用負担）

- (1) 会員は、入会金の納入義務はない。
- (2) 会員は、会費の納入義務はない。
- (3) 本会の活動に関わる運営費用、通信費用、書類作成費用、その他人件費等は、それに取り組む会員がそれぞれ自己負担するものとする。

#### 第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議を得てこれを除名することができる。

- (1) 本協議会の会則の重大な違反があったとき。
- (2) 本協議会の信用を毀損し、又は本協議会の目的に反する行為をしたとき。

#### 第12条（会員の義務）

- (1) 会員は、入会時に本会に対し、連絡先と貢献内容を報告しなければならない。
- (2) 会員は、本会活動を通じて知り得た情報で、秘密である旨明示されたものについては、情報が提供された後3年間秘密に保持するものとし、第三者に開示してはならない。但し、当該会員の責によらずに公知となった情報、当該会員が独自に開発し、又は合法的に入手した情報は除くものとする。本会を退会した後、又は本会が解散した後3年間同様とする。

#### 第13条（知的財産権）

本会の活動で新たに生み出された発明等から生じた特許（出願中のものを含む）の取扱いについては、別途協議するものとする。

#### 第14条（解散）

本会は、総会の決議により、その活動を閉じ、本会を解散することができる。

#### 第15条（会則の改定）

本会則は、総会の決議により改訂することができる。

#### 第16条（その他）

本会則に定めのない本会の運営に必要な事項は、本会が別途定める。

(付則)

- |            |                |
|------------|----------------|
| 2011年4月22日 | 制定             |
| 2011年10月4日 | 改訂（第8条の事務局を変更） |
| 2012年1月26日 | 改訂（第8条の事務局を変更） |